



# 10月からスタート！ 介護予防・日常生活 支援総合事業

10月1日(土)から、「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下、「総合事業」)を始めます。総合事業は、高齢者一人ひとりの生きがい・自己実現のための取り組みや、活動的で生きがいのある生活・人生を送ることができるよう支援することなどを目的としています。お問い合わせは長寿支援課 483-1151(代表)へ



## 総合事業ってどんな事業？



## 総合事業には次の2つの事業があります

### 介護予防・生活支援サービス事業

対象者…要支援1・2の認定を受けた人  
事業対象者と判断された人

- 訪問型サービス…訪問介護員による身体介護や調理・洗濯などの生活援助など ※介護予防訪問介護と同等
- 通所型サービス…デイサービスセンターでの生活支援や機能訓練など ※介護予防通所介護と同等

### 一般介護予防事業

対象者…主に65歳以上の人

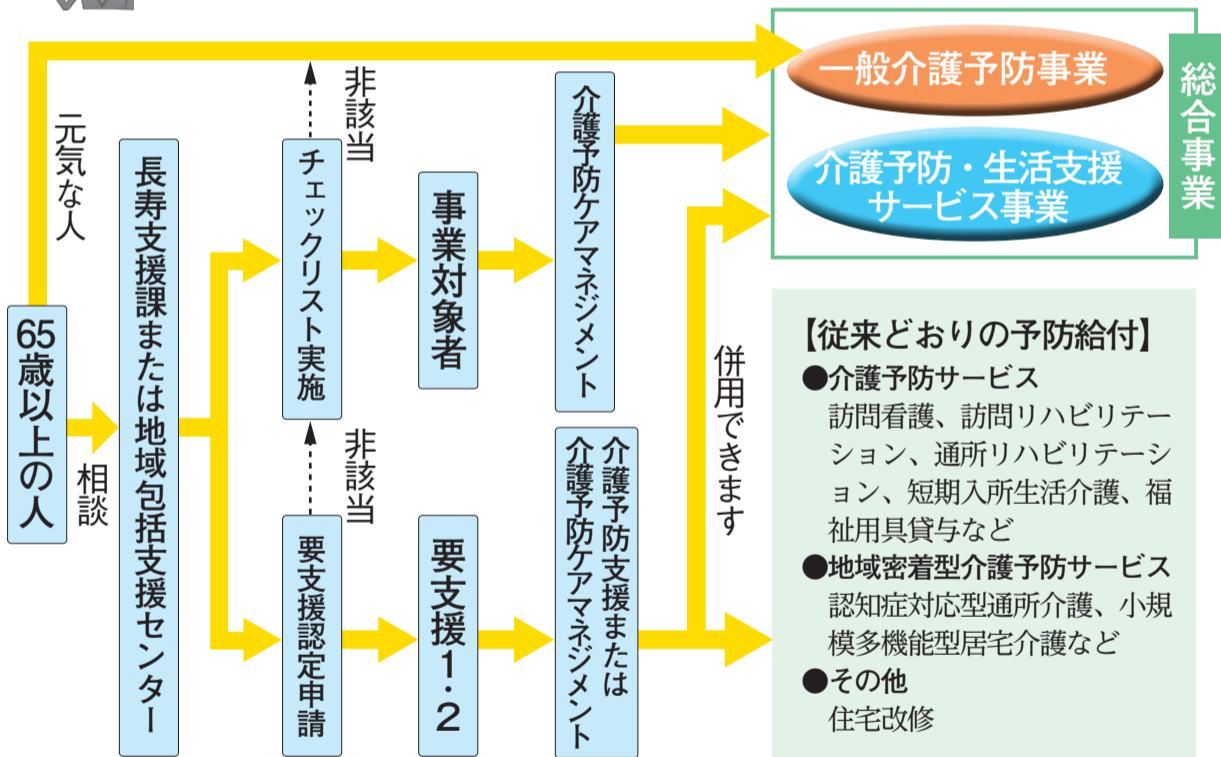
- 介護予防普及啓発事業…運動、栄養、口腔に関する介護予防教室(いきいき教室)など
- 地域介護予防活動支援事業…住民主体の介護予防サロンの活動支援など



## 総合事業を利用するにはどうすればいいの？



## 利用の手順は次のとおりです



### 【従来どおりの予防給付】

- 介護予防サービス  
訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、福祉用具貸与など
- 地域密着型介護予防サービス  
認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護など
- その他  
住宅改修

## よくある質問



**Q** 今、要支援1・2の認定を受けている人にとって、何が変わるの？

**A** 事業の枠組みは変わりますが、これまでと同様のサービスを受けることができます。自己負担額も変わりません。

**Q** 今、要介護1～5の認定を受けている人にとって、何が変わるの？

**A** これまでと変わりません。介護給付のサービスを今までどおり利用することができます。

**Q** 要支援1・2の人と新たにサービスを受けられる事業対象者とは何が違うの？

**A** 利用できるサービスの種類が異なります。

#### 要支援1・2の人

- ・介護予防サービス(訪問看護、訪問リハビリテーションなど)
- ・地域密着型介護予防サービス(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護など)
- ・住宅改修
- ・総合事業

#### 事業対象者の人

- ・総合事業のみを利用できます

## 市民説明会を開催します

9月2日(金)・3日(土)に、総合事業に関する説明会を開催します。詳細は広報やちよ8月15日号6ページまたは市ホームページをご覧ください。



広告

広告